

諸会費等減免申請に必要な添付書類

提出締切日 令和8年6月18日(水)

1 申請者全員が提出しなければならない書類

(1) 諸会費減免・継続申請書(記入例参照)

*「減免を受ける理由」欄…申請の理由について詳しく記入してください。

(2) 家庭状況申出書(記入例参照)

*「1世帯状況」欄…年齢は「令和8年4月1日現在」で記入してください。

*「2その他の状況」欄…すべての項目に○をつけてください。

(3) 以下いずれか一つ(保護者全員、令和8年度分)

※市町村により令和8年度の各証明書の発行時期は異なります。ご確認の上、発行のご依頼をお願いいたします。

・課税・非課税証明書

・住民税決定通知書または住民税課税証明書(全面写)

・その他令和8年度の市町村民税所得割の納税義務を負わないことを証明する書類

2 該当者のみ提出する書類

(1) 保護者が令和8年度の市町村民税所得割額の納税義務を負わないとき

*非課税証明書等、保護者全員の令和8年度の市町村民税所得割額の納税義務を負わないことを証明する書類

⇒申請者全員が提出する書類に含むため、別途提出は不要

(2) 児童福祉法に規定する施設に入所している、または里親に委託されている

*施設長の発行する入所証明書(証明日が「令和8年4月1日」以降のもの)

または、児童相談所長の発行する児童委託証明書

(3) 保護者が児童扶養手当を受給している(別に定める額以上)

(別に定める額以上例:1人月45,400円) *児童扶養手当受給証書(写)

または支給通知(写)、改定通知(写)など申請月の受給額を証明する書類

※令和7年度より、受給対象児童数が2人以上の場合は、児童扶養手当の受給をもって減免とはなりません。

しかしながら、保護者の市町村民税所得割が非課税である場合や所得状況に変化がある場合は、減免になる可能性があります。

(4) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属する(高等学校就学費の給付を受けていない場合に限る)

*福祉事務所長、市長が発行する生活扶助受給証明書(写)

*公的機関が発行する高等学校就学費の給付を行わないことを証明する書類

または、校長の証明を受けた「高等学校等就学費の給付を受けることができない旨の誓約書」(別添)

(5) 埼玉県農業災害対策特別措置条例第3条の規定により特別災害として

知事が指定する災害による被害を受けた

*市町村長が発行する被害額または被害割合、事由発生日を証明する書類

(6) 令和8年1月1日以後、保護者が自己の居住用の住宅または自営業に使用する家屋が
全半焼・全半壊・流失または床上浸水となった

- * 市町村長または消防署長の発行する**被災証明書**、**り災証明書**等、災害の事由と
その発生日を証明する書類

(7) 令和8年1月1日以後、保護者が亡くなったことにより、収入が減った

- * 医療機関の発行する**死亡診断書**(写)
または市町村長の発行する住民票等死亡日を証明する書類

(8) 令和8年1月1日以後、保護者の全治3ヶ月以上の傷病により、収入が減った
(全治までの期間が令和8年1月1日以降のものを含む)

- * 医療機関の発行した**領収書**(写)、**診断書**等、3ヶ月以上療養していることまたは療養予定であることを証明する書類
- * **給与明細**(写)等、療養中の収入額を証明する書類

(9) 令和7年1月1日以後、保護者が失職・退職したことにより、収入が減った

- * **雇用保険証**(写)等、失職日、失職中であることを証明する書類
- * 退職所得があるときは、**源泉徴収票**、**支給明細**等、退職所得の金額を証明する書類

(10) 令和7年1月1日以後、保護者が転職したことにより、収入が減った

- * **採用通知**(写)等、転職した日を証明する書類
- * **転職後の勤務先の証明する所得証明書**、直近の**給与明細**(写)等、転職後の
直近1ヶ月の収入額を証明する書類

(11) 令和7年1月1日以後、保護者の就業条件が変化したことにより、収入が減った

- * **労働契約変更通知**(写)等、就業条件が変化したこと
及びその事由発生日を証明する書類
- * 就業条件の変更後の**所得証明書**、直近の**給与明細**(写)、直近の**帳簿**(写)等、
変更後の1～3か月程度の収入額を証明する書類(自営業の場合は前年同月の
収入額を証明する書類も必要)

(12) 令和8年1月1日以後、保護者が離別または変わったことにより、収入が減った

- * **離婚届受理証明**(写)、**住民票**等、保護者の離別または保護者が変わったこと及び事
実発生日を証明する書類

(13) 保護者のいずれか、またはその両方がかけており、他の書類ではその事実が判断
できない

- * **住民票**等、世帯構成を証明する書類

※5月26日、7月27日、9月25日の諸会費は全員引き落としとなりますのでご注意ください。

減免許可となった場合は後日還付になります。

※記入内容や添付書類など、ご不明な点は事務担当までご相談下さい。

埼玉県立越谷北高等学校 事務室
電話 048-974-0793